

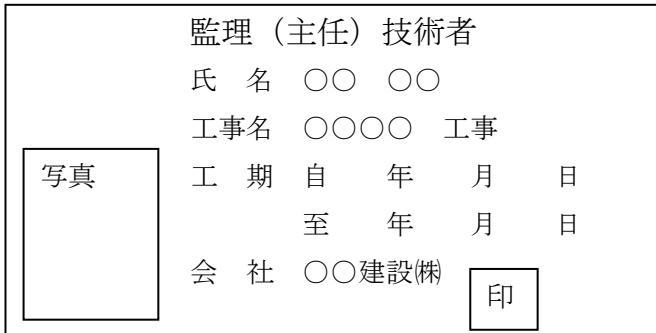
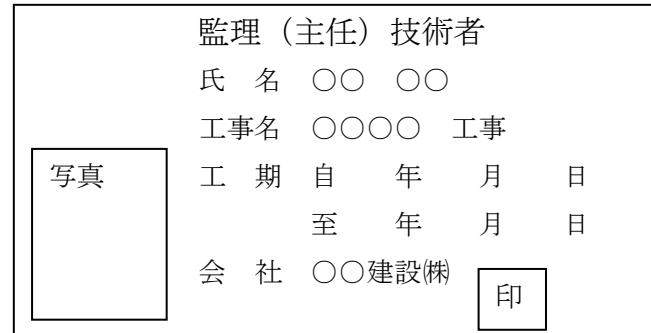
## 機械設備工事共通仕様書【上下水道編】(平成23年9月) 新旧対照表

### 第1章 総則

#### 第1節 総則

ページ	新	旧	備考
P.6-7	<p><b>1 - 1 - 12 施工体制台帳</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、 その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正:平成26年12月25日付け国土建第198~202号)及び国土交通省のホームページに記載されている作成例を参考にすること。</p>	<p><b>1 - 1 - 12 施工体制台帳</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該 下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。</p>	

ページ	新	旧	備考
P.6-7	<p>4. 第1項の受注者は、工事担当技術者台帳（所定様式）を追加して施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかに監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。また、顔写真は、顔が判別できる鮮明な写真を用いるものとする。</p> <p>5. 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下請契約書（2次以下の下請契約書も含む）</li> <li>(2) 監理技術者資格を有することを証する<b>書面</b></li> <li>(3) 当該監理技術者が、作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する<b>書面</b></li> <li>(4) 主任技術者資格を有することを証する<b>書面</b></li> <li>(5) 当該主任技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する<b>書面</b></li> </ul>	<p>3. 第1項の受注者は、工事担当技術者台帳（所定様式）を追加して施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかに監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。また、顔写真は、顔が判別できる鮮明な写真を用いるものとする。</p> <p>4. 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下請契約書（2次以下の下請契約書も含む）</li> <li>(2) 監理技術者資格を有することを証する<b>書面</b></li> <li>(3) 当該監理技術者が、作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する<b>書面</b></li> <li>(4) 主任技術者資格を有することを証する<b>書面</b></li> <li>(5) 当該主任技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する<b>書面</b></li> </ul>	

ページ	新	旧	備考
P.6-7	<p>6. 第1項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」(平成13年3月30日付け国企第3号)に基づき、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>(名札の例)</p>  <p>7. 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳（所定様式）及び第5項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>(名札の例)</p>  <p>6. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図、工事担当技術者台帳（所定様式）及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに監督員に提出しなければならない。</p>	